

第2章

プランの 基本的な考え方

第2章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

「第3次いるま男女共同参画プラン」は、入間市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画を推進するための基本的な方向と取り組むべき施策を示すことにより、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的としています。

入間市における男女共同参画社会への歩みは、平成9年の「いるま男女共生プラン」策定に始まり、平成11年の国の「男女共同参画社会基本法」成立を契機として取組が盛んになり、平成14年の「改訂いるま男女共生プラン」策定及び平成15年の「入間市男女共同参画都市宣言」にいたりました。その後も、平成19年の「第2次いるま男女共同参画プラン」策定、平成22年4月1日には、「入間市男女共同参画推進条例」制定と、着実にその歩みを進めてまいりました。

しかし、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行は依然として根強く、男女の人権が対等に尊重される社会を実現するには多くの課題が残されています。また、少子高齢化や価値観・生活様式の多様化によって家庭・職場・地域の繋がりが大きく変化しています。

「第2次いるま男女共同参画プラン」を継承しつつ、さらに男女共同参画社会を目指す現代的課題を解決し、男女がその人らしくのびやかにあらゆる分野の活動に参画する「元気な入間」を創るために「第3次いるま男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画に該当する計画です。また、平成22年12月に策定された国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえています。
- (2) 「入間市男女共同参画推進条例」第10条に規定する基本計画で、その基本理念に基づいています。また、「第2次いるま男女共同参画プラン」を継承し、「第5次入間市総合振興計画」の部門計画として、他の施策との総合的な推進を目指します。
- (3) 平成22年9月に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」の結果を参考にすると共に、パブリックコメント及び「入間市男女共同参画審議会」からの答申を尊重しています。

3 プランの期間

「第3次いるま男女共同参画プラン」は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、「第5次入間市総合振興計画後期基本計画」の計画期間に合わせます。

4 プランの数値目標

この計画には、施策の実質的な効果を確認するため、数値目標を示しています。この数値目標の現状値は「平成22年度男女共同参画社会に向けての市民意識調査」等によります。

